

二 竈爐器

等級	外裝	寸	法	製造業者 販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
一級品	布貼	長七寸五分 幅四寸五分 厚一寸七分	以上	一・二二	一・二五	一・五〇
二級品	同	長七寸二分 幅三寸六分 厚一寸六分	以上	九二	一・〇〇	一・三〇
三級品	同	長七寸二分 幅三寸六分 厚一寸四分	以上	七五	八三	一・〇〇

(イ) 一級品トハ外側ニ使用セル金屬材料ノ三分ノ二以上ノ材料ヲ内部ノ構造ニ使用シ且蓋ノ閉閉ニ依リ灰容レガ自働的ニ昇降スル装置ノモノヲ謂フ

(ロ) 二級品トハ外側ニ使用セル金屬材料ノ半量以上ノ材料ヲ内部ノ構造ニ使用セルモノヲ謂フ

(ハ) 三級品トハ一級品及二級品ニ該當セザルモノヲ謂フ

(イ) 前各表ノ價格ハ材料ニ新鍍力板若ハ新亜鉛引板ヲ使用セルモノ又ハ完全ナル鍍裝加工若ハ藥劑ニ依リ研磨加工ヲ施シタル古鍍力板古亜鉛鍍板又ハ鐵板ヲ使用シタルモノノ價格トス

(ロ) 前各表販賣價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造及包裝費ハ賣主ノ負擔トス

(ハ) 本表價格ノ範圍内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ指定セルトキハ本表價格ハ適用セズ

法令全書

告示

●商工省 大藏省 告示第一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ清酒、合成清酒、燒酎及味淋ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十四年商工省告示第七十號中ニ清酒ノ項ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月一日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

一 清酒(酒税法第四條ニ規定スルモノヲ謂フ)
(一) 桶物販賣價格(一石當)

等級	規	格	販賣價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一四〇〇
並等酒	一五度以上	二度以上	一三〇〇

(二) 樽詰販賣價格(四斗詰一樽當)

等級	規	格	生産者 販賣價格	卸賣 價格	小賣 價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇〇	一四〇〇	一三〇〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一四〇〇	一三〇〇	一二〇〇
並等酒	一五度以上	二度以上	一三〇〇	一二〇〇	一一〇〇

(三) 樽詰販賣價格(升詰一本當)

等級	規	格	生産者 販賣價格	卸賣 價格	小賣 價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇	一四〇	一三〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一四〇	一三〇	一二〇
並等酒	一五度以上	二度以上	一三〇	一二〇	一一〇

(四) 小賣量販賣價格(一升當)

等級	規	格	販賣價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	三〇度以上
中等酒	一四度以上	二八度以上	二七〇
並等酒	一三度以上	二五度以上	二五〇

(五) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格ハ一合ニ付六十錢(地方長官ガ六十錢以内ニ於テ額ヲ指定シタルトキハソノ額)以内トス

(六) (一)、(二)及(四)ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ生産者名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒(桶物販賣價格ニ付テハ中等酒)ノ價格ノ半額以下トス

(七) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トシ桶物販賣價格ハ製造場渡價格トス

(八) 桶物ニシテ木火入レ後防腐劑ヲ混入セザルモノニ付テハ一石ニ付十圓以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(九) 樽詰上等酒ノ價格ハ甲附新樽使用ノ價格トシ樽詰中等酒及樽詰並等酒ノ價格ハ赤味新樽又ハ甲附故樽使用ノ價格トス
樽詰上等酒ニ赤味新樽又ハ甲附故樽使用ノ場合ハ本表價格ノ三四下ゲトス

(十) 樽詰ノ價格ハ深又ハ荒瓶巻ノ價格トス
 本荷造ノ場合ハ四斗樽一箇ニ付二圓、二斗樽一箇ニ付一圓五十錢、一斗樽一箇ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトス但シ昭和十五年十二月三十一日以降ハ之ヲ加算シ得ザルモノトス

(十一) 小容量詰ノ價格ハ左ノ割合ニ依リ算出シタル價格トス
 二斗樽詰ノ價格ハ四斗樽詰價格ノ百分ノ五五
 一斗樽詰ノ價格ハ四斗樽詰價格ノ百分ノ三〇
 四合樽詰ノ價格ハ一升樽詰價格ノ百分ノ四五
 二合樽詰ノ價格ハ一升樽詰價格ノ百分ノ二八
 三合樽詰ノ價格ハ一升樽詰價格ノ百分ノ二五

(十二) 東京市横濱市及川崎市ニ於ケル小賣量賣ノ價格ハ一升ニ付上等酒ハ二十錢中等酒及並等酒ハ十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
 (十三) 主務大臣ニ於テ別ニ指定スルモノノ小賣價格ハ一升樽詰三圓二十錢及四斗詰一樽百十圓トス

(十四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣スル場合ハ小賣價格ニ依ルモノトス
 二 合成清酒(酒税法第五條ニ規定スルモノヲ謂フ)

(一) 樽詰販賣價格(四斗詰一樽當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 三三・〇〇 三三・〇〇 三六・〇〇
 並等酒 五〇度以上 三〇・〇〇 三〇・〇〇 三三・〇〇

(二) 樽詰販賣價格(一升詰一本當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 並等酒 五〇度以上 〇・八〇 〇・八〇 一・〇〇

(三) 小賣量賣價格(一升當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 並等酒 五〇度以上 〇・八〇 〇・八〇 一・〇〇

(三) 小賣量賣價格(一升當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 並等酒 五〇度以上 〇・八〇 〇・八〇 一・〇〇

(四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格ハ一合ニ付五十錢(地方長官ガ五十錢以内ニ於テ額ヲ指定シタルトキハソノ額)以内トス
 (五) (一)及(二)ノ規格ニ該當セザル合成清酒又ハ生産者名ヲ明記セザル合成清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額以下トス
 (六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トス
 (七) 樽詰ノ價格ハ赤味新樽詰又ハ甲附故樽詰ノ價格トシ赤味故樽使用ノ場合ハ本表價格ノ三圓下ゲトス
 (八) 東京市、横濱市及川崎市ニ於ケル小賣量賣ノ價格ハ一升ニ付十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(九) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣スル場合ハ小賣價格ニ依ルモノトス
 三 焼酎(酒税法第九條ニ規定スルモノヲ謂フ但シ粕取焼酎及泡盛ヲ除ク)
 (一) 壺詰販賣價格
 容器 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 三五度以上 一・二〇 一・二〇 一・五〇
 四〇度以上 一・六〇 一・六〇 二・〇〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 二・〇〇 二・〇〇 二・六〇
 三五度以上 二・五〇 二・五〇 三・二〇
 四〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 三五度以上 三・五〇 三・五〇 四・三〇
 四〇度以上 四・〇〇 四・〇〇 五・〇〇
 五斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 三五度以上 三・五〇 三・五〇 四・三〇
 四〇度以上 四・〇〇 四・〇〇 五・〇〇

(三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 アルコル分三〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 アルコル分三五度以上 一・二〇 一・二〇 一・五〇
 アルコル分四〇度以上 一・六〇 一・六〇 二・〇〇
 (一) (二) 及(三)ノ規格ニ該當セザル焼酎又ハ生産者名ヲ明記セザル焼酎ノ價格ハアルコル分三〇度以上ノ焼酎ノ價格ノ半額以下トス
 (五) 米ヲ原料トスル焼酎ニ付テハ一斗ニ付一圓五十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
 (六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トス
 四 味淋(酒税法第八條ニ規定スルモノヲ謂フ)
 (一) 壺詰販賣價格(一斗當)
 等級 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 二號品 一七度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 三號品 二五度以上 一・二〇 一・二〇 一・五〇
 本直シ 一三度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇

(二) 樽詰販賣價格
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 二・二〇 二・二〇 二・七〇
 二號品 一七度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 三號品 二五度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 本直シ 一三度以上 一・三〇 一・三〇 一・六〇
 (三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 二・二〇 二・二〇 二・七〇
 二號品 一七度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 三號品 二五度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 本直シ 一三度以上 一・三〇 一・三〇 一・六〇

(一) 壺詰販賣價格
 容器 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇
 三五度以上 一・二〇 一・二〇 一・五〇
 四〇度以上 一・六〇 一・六〇 二・〇〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 二・〇〇 二・〇〇 二・六〇
 三五度以上 二・五〇 二・五〇 三・二〇
 四〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 三五度以上 三・五〇 三・五〇 四・三〇
 四〇度以上 四・〇〇 四・〇〇 五・〇〇
 五斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 三・〇〇 三・八〇
 三五度以上 三・五〇 三・五〇 四・三〇
 四〇度以上 四・〇〇 四・〇〇 五・〇〇

(一) 壺詰販賣價格(一斗當)
 等級 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 二號品 一七度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 三號品 二五度以上 一・二〇 一・二〇 一・五〇
 本直シ 一三度以上 一・〇〇 一・〇〇 一・三〇

(二) 樽詰販賣價格
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 二・二〇 二・二〇 二・七〇
 二號品 一七度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 三號品 二五度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 本直シ 一三度以上 一・三〇 一・三〇 一・六〇
 (三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 二・二〇 二・二〇 二・七〇
 二號品 一七度以上 一・八〇 一・八〇 二・二〇
 三號品 二五度以上 一・五〇 一・五〇 一・八〇
 本直シ 一三度以上 一・三〇 一・三〇 一・六〇

本格甘味葡萄酒	一四	一八・五〇	二〇・四〇	二四・五〇
藥劑甘味葡萄酒	二〇	二五・五〇	二五・八〇	三〇・〇〇
本格藥劑甘味葡萄酒	二〇	二五・五〇	二七・〇〇	三〇・四〇
料理用セリー	二〇	二〇・〇〇	二三・〇〇	二六・〇〇
セリー	一八	一九・五〇	二二・九〇	二六・〇〇
マデラ	一六	一九・五〇	二二・五〇	二六・〇〇
甘味果實酒	一〇	一九・五〇	二二・五〇	二六・〇〇
ウキスキー、ブランデー、ラム、ウ オツカ又ハジン	二	二〇・〇〇	二三・〇〇	二六・〇〇
本格ウキスキー	四〇	二七・〇〇	二九・四〇	三三・〇〇
アブサン	四〇	三八・〇〇	四一・八〇	五〇・〇〇
ベルモット	六八	四二・五〇	四六・八〇	五六・〇〇
其ノ他ノリキニール類	一七	二〇・五〇	二三・六〇	二七・〇〇
甘味ブランデー	三	三三・〇〇	三六・二〇	四二・〇〇
臺灣總督府專賣局老酒	四	三三・〇〇	三六・五〇	四三・〇〇
五加皮酒	三〇	三三・〇〇	三六・一〇	四一・〇〇
其ノ他ノ雜酒	二八	三二・〇〇	三五・八〇	四〇・〇〇
其ノ他ノ雜酒	二〇	二二・〇〇	二五・四〇	三〇・〇〇

(二) 醸造品販賣價格(三)ノ特殊銘柄品ヲ除ク

種 別	規 格		容 量	生 産 者 販 賣 價 格 (一打當)	卸 賣 價 格 (一打當)	小 賣 價 格 (一本當)
	アルコール分 度以上	エキス分 度以上				
甘味葡萄酒及スキートワイン	一〇	一〇	五五〇cc	一・八〇	一三・〇〇	一三・〇〇
本格甘味葡萄酒	一四	一四	五五〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
藥劑甘味葡萄酒	二二	二二	四五〇	一三・〇〇	一四・三〇	一四・〇〇
本格藥劑甘味葡萄酒	一四	一四	四五〇	一七・八〇	一九・六〇	二〇・〇〇
シヤンパン	一〇	一〇	七二〇	三三・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇
料理用セリー	一八	一八	七二〇	一八・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇
セリー	一六	一六	七二〇	一七・八〇	一九・六〇	一九・〇〇
マデラ	一五	一五	六〇〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
甘味果實酒	一五	一六	六〇〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
ウキスキー、ブランデー、ラム、ウ オツカ又ハジン	三	三	六〇〇	一四・八〇	一六・三〇	一六・〇〇
本格ウキスキー及本格ブランデー	四〇	四〇	六〇〇	一七・八〇	一九・六〇	二〇・〇〇
(ポケット用)	四〇	四〇	七二〇	三三・八〇	三五・二〇	三五・〇〇
(ポケット用)	四〇	四〇	一五〇	七・七〇	八・四〇	〇・八五
アブサン	六八	六八	八八〇	三三・七〇	四〇・七〇	四二・〇〇
ベルモット	一七	一七	九〇〇	二二・四〇	二三・五〇	二三・五〇
其ノ他ノリキニール類	二	二	四三〇	一八・四〇	二〇・二〇	二〇・〇〇
其ノ他ノリキニール類	四〇	四〇	四三〇	一九・六〇	二一・六〇	二一・五〇

業者が量賣スル場合ノ價格ハ一ノ(一)及二ノ(一)ノ小賣價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出スルモノトス

六 一ノ(二)又ハ二ノ(二)ニ掲グル罐詰品ニシテ本表ニ規定ナキ容量詰ノモノノ價格ハ左ノ通トス

(イ)一八〇〇ccヲ超ユル容量詰ノモノノ價格ハ一ノ(一)又ハ二ノ(一)ノ價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出シタル價格

(ロ)一八〇〇cc以下ノ容量詰ノモノノ價格ハ一ノ(二)又ハ二ノ(二)ノ價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出シタル價格但シ右ニ依リ算出シタル價格ガ本表價格ニ違セザルトキハ本表價格

(一)容量二倍迄ノモノ 二割

(二)容量二倍ヲ超エ三倍迄ノモノ 四割

(三)容量三倍ヲ超ユルモノ 五割

(ハ)一ノ(二)又ハ二ノ(二)ニ掲グル容量未滿ノ容量詰ノモノノ價格ハ容量ノ割合ニ依リ算出シタル額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタル額ヲ加算シタル額ニ依リ算出スルモノトス

タル額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタル價格但シ容量差一〇〇cc未滿ノ場合ハ容量ノ割合ニ依リ算出シタル價格

七 罐詰加工業者ガ卸賣業者ニ販賣スル場合ハ生産者販賣價格ニ依リ罐詰加工業者ガ小賣業者ニ販賣スル場合ハ卸賣價格ニ依ルモノトス

八 アルコール分又ハエキス分ニ於テ規格ニ該當セザルモノ又ハ生産者氏名若ハ罐詰加工業者氏名ヲ國字ニテ明記セザルモノハ本表價格(等級アルモノハ並等ノ價格同一種別ニシテ價格ニ差等アルモノハ最低ノ價格)ノ半額トス

九 生産者販賣價格及卸賣價格ハ買主最寄驛買車乗渡價格買主最寄港船側渡價格又ハ買主店先渡價格トス

一〇 本格甘味葡萄酒又ハ本格藥劑葡萄酒トハ原料酒トシテ生葡萄酒ヲ五割以上使用セルモノヲ謂フ

一一 本格ウキスキートハ麥芽ヲ糖化醱酵セシメ單式蒸溜機ニ依リ蒸餾シタル餾出液ヲ樽ニテ三ヶ年以上貯藏シタルモノ又ハ之ニ他ノ糖液ヲ醱酵シテ蒸餾シタルモノヲ總量ノ七割以內混和シタルモノヲ謂フ

一二 本格ブランデーハ葡萄酒、葡萄酒、林檎酒、林檎酒、櫻桃液ヲ單式蒸溜機ニ依リ蒸餾シタル餾出液ヲ樽ニテ三ヶ年以上貯藏シタルモノ又ハ之ニ他ノ糖液ヲ醱酵シテ蒸餾シタルモノヲ謂フ

ルモノヲ總量ノ七割以內混和シタルモノヲ謂フ

一三 左ノ雜酒ハ地方長官ノ指定スル額ニ依ルモノトス

桑酒、菊酒、忍冬酒、蘭酒、紫蘇酒、松葉酒、神農酒、柿酒、無花果酒、蘇鐵酒、栗酒、バナナ酒、白露酒、泡立冷用酒、甘酢、福祿燒酎、スツボン酒、ホルモン酒、保命酒、十六味地黃保命酒、長命酒、酒砂糖酒、高粱酒、ブドビーヤ、ポプワイ、ト、ヘルブト、セ其ノ他商工大臣及大藏大臣ノ指定スルモノ

一四 一、二及三中アルコール分トハ酒税法第二條第二項ニ規定スルモノヲ謂フ

二及三中エキス分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百立方センチメートル中ニ含有スル揮發性成分ノグラム數ヲ謂フ

●商工省告示第八號
大藏省告示第八號
昭和十五年四月大藏省告示第二號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十月八日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

●商工省告示第十號
大藏省告示第十號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ清酒及合成清酒ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月二十二日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

(三)小賣業者販賣價格(正味一升當)
其ノ他ノ場合ノ價格

等級 其ノ他ノ場合ノ價格
上等酒 一・八五 一・九五
並等酒 一・六五 一・七五

小賣業者ガ樽入ノ清酒ヲ樽附ニテ購入シ之ヲ量賣スル場合ニハ一升ニ付二五錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(四)酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ノ販賣價格(一合當)

等級 金額
(七)清酒又ハ上等酒 四五錢
並等酒 四〇

(五)前各項中上等酒トハアルコール分一五度以上原エキス分二九度以上ノモノヲ謂ヒ、並等酒トハアルコール分二三・五度以上、原エキス分二六度以上ノモノヲ謂フ

(六)並等酒ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ樽詰品若ハ罐詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額トス

(七)主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ有スルモノノ販賣價格ハ(一)乃至(三)ノ規定ニ

●商工省告示第九號
大藏省告示第九號
昭和十五年四月大藏省告示第一號中左ノ通改正シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月二十二日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

(一)生産者販賣價格(正味一升當)
直接消費

等級 直接消費
桶物ヲ販賣スル場合ノ價格 卸賣業者ニ販賣スル場合ノ價格
上等酒 一・三五 一・四五 一・五五 一・七〇
並等酒 一・二四 一・三四 一・四四 一・六〇

(二)卸賣業者販賣價格(正味一升當)
直接消費又ハ小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格

等級 直接消費又ハ小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格
上等酒 一・六〇 一・八五
並等酒 一・四七 一・六五

(七)清酒又ハ上等酒 四五錢
並等酒 四〇

(五)前各項中上等酒トハアルコール分一五度以上原エキス分二九度以上ノモノヲ謂ヒ、並等酒トハアルコール分二三・五度以上、原エキス分二六度以上ノモノヲ謂フ

(六)並等酒ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ樽詰品若ハ罐詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額トス

(七)主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ有スルモノノ販賣價格ハ(一)乃至(三)ノ規定ニ

●商工省告示第一號ハ清酒、合成清酒、燒酎及味淋販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年四月大藏省告示第一號ハ清酒、合成清酒、燒酎及味淋販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年十月 告示 大藏省第八號 第九號 第十號

拘ラズ左ノ通トス但シ四、五及六ノ規定ニ依ル加算ハ之ヲ爲シ得ザルモノトス

規 格 生産者 卸賣業 小賣業
アルコー原エキ 販賣價 者販賣 者販賣
ル分 ス分 価格 價格 價格
一斗 度以上ノ度以上 四 四 四
一斗 度以上ノ度以上 八五〇〇 九〇〇〇 一〇〇〇〇
一升 一六 三三 二五五 二八〇 二八〇
一燗 一六 三三 二五五 二八〇 二八〇

右ノ樽詰品ハ甲附新樽使用ノ場合ニ於ケル本荷造ノ價格トス

生産者ガ小賣業者(四ノ業者又ハ直接消費者ニ販賣スル場合)ノ價格ハ卸賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(八)東京府及神奈川県ニ於ケル卸賣業者及小賣業者ノ販賣價格ハ一升ニ付一〇錢ヲ(二)及(三)ノ價格ニ夫々加算スルコトヲ得ルモノトス

(二)合成清酒(酒税法第五條ニ規定スルモノヲ謂フ)

(一)アルコール分一六度以上、原エキス分三〇度以上ノモノノ販賣價格、清酒ノ並等酒ノ價格ニ依ルモノトス

(二)酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ノ販賣價格ハ一合當四〇錢トス

(三)ノ規格ニ該當セザル合成清酒又ハ樽詰品若ハ燗詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル合成清酒ノ價格ハ(一)又ハ(二)ノ價格ノ半額トス

三 混和酒(酒税法第五十條第一號ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケテ清酒ト合成清酒トヲ混和シタルモノヲ謂フ)

(一)アルコール分一五度以上、原エキス分二八度以上ノモノノ販賣價格ハ(一)及(二)ノ價格ニ依ルモノトス

(二)ノ規格ニ該當セザル混和酒又ハ樽詰品若ハ燗詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル混和酒ノ價格ハ(一)ノ價格ノ半額トス

四 樽詰品ヲ樽附ニテ販賣スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ容器代ノ加算ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但シ買主ノ請求アルトキハ甲附新樽又ハ赤味新樽ニ付テハ當該樽ヲ買主ヨリ加算額ノ半額以上(買主ノ製造場又ハ店先渡)ニテ買戻スコトヲ條件トセル場合ニ限ル

種 類 一斗樽 一斗樽

甲附新樽 一三〇〇 六五〇 三三〇
甲附故樽 八〇〇 四〇〇 二〇〇
赤味新樽 九〇〇 四五〇 二二〇
赤味故樽 五〇〇 二五〇 一三〇

清酒ノ並等酒(合成清酒及混和酒)ニ付テハ甲附新樽ヲ使用セル場合ト雖モ赤味新樽ノ容器代ノ範圍内ニ於テ容器代ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

本荷造ノ場合ハ四斗樽一箇ニ付二圓、二斗樽一箇ニ付一圓五〇錢、一斗樽一箇ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトス但シ昭和十五年十二月三十一日以降ハ之ヲ加算シ得ザルモノトス

五 燗詰品ヲ燗附ニテ販賣スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ容器代ノ加算ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

種 類 金額

一 升 燗 二五

二 合 燗 一五

三 合 燗 一〇

四 合 燗 八

五 燗詰品ヲ燗附ニテ販賣スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ容器代ノ加算ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

六 生産者ガ五ノ燗詰品ヲ更ニ苞函及繩ニテ荷造シタル場合ハ其ノ荷造費ハ買主ノ負擔トス但シ右ノ荷造費ガ一升燗一本當一〇錢東京府及神奈川県仕向ノモノニ付テハ一五錢、其ノ他ノ燗一本當五錢ヲ超ユル場合ハ其ノ超ユル部分ハ買主ノ負擔トス

七 前各項ノ價格ハ買主ノ製造場又ハ店先渡ノ價格トス

八 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

九 一 二 及 三 項 中 アル コ ー ル 分 ト ハ 酒 税 法 第 二 條 第 三 項 二 規 定 ス ル モ ノ ヲ 謂 フ

一 一 五 八 九 四 四 乘 じ タ ル モ ノ ニ エ キ ス 分 ヲ 加ヘタルモノヲ謂フ此ノ場合ニ於ケルエキス分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百立方センチメートル中ニ含有スル不揮發性成分ノグラム數ヲ謂フ

◎商工省 大藏省告示第十一號

昭和十五年十月十日商工省告示第十號中一清酒ノ項(七)ノ規定ニ依リ清酒左ノ通指定シ昭和十五年十月十日大藏省告示第四號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本告示ハ昭和十六年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十五年十月二十二日

商工大臣臨時代理 大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

商 標 生産地 生 産 者

青松白鶴 兵庫縣 株式會社辰馬悅藏商店

墨松 〃 〃 〃

金冠白鶴 〃 〃 嘉納合名會社

黒松白鶴 辰馬本家酒造株式會社

特撰日本盛 西宮酒造株式會社

褒紋正宗 株式會社辰馬悅藏商店

葵紋大關 株式會社長部文治郎商店

金餅月桂冠 京都府 株式會社大倉恒吉商店

本辰切東自慢 兵庫縣 本辰酒造株式會社

燒餅櫻正宗 山邑酒造株式會社

特撰菊正宗 株式會社本嘉納商店

大吟醸キン 京都府 株式會社堀野久造商店

シ正宗 兵庫縣 小西酒造株式會社

萬歲紋白雪 兵庫縣 小西酒造株式會社

松竹梅 廣島縣 松竹梅酒造株式會社

名譽醉心 山根藏

(參照)

昭和十五年十月十日商工省告示第四號ハ清酒ノ特別銘柄指定ノ件ナリ

◎商工省 大藏省告示第十二號

昭和十五年十月十日商工省告示第十號中左ノ通改正ス

昭和十五年十月三十一日

商工大臣臨時代理 大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

二ノ(一)ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ一ノ(八)ノ加算ハ之ヲ爲シ得ザルモノトス

(參照)

昭和十五年十月二十二日商工省告示第十號ハ清酒及合成清酒販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年十月 告示 商工省第十一號 第十二號